

理 由 説 明 書

令和 8 年 1 月 22 日
内 閣 府

令和 7 年 10 月 23 日付けで提起された内閣府食品安全委員会事務局長（以下「処分庁」という。）による行政文書開示決定処分（令和 7 年 7 月 22 日付け府食第 529 号。以下「原処分」という。）に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却することが妥当であると考えます。

記

1. 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、(1)処分庁は、改めて対象文書の特定を行い、その開示・不開示の決定をせよ、(2)原処分のうち、一部不開示決定部分を取り消し、対象文書の全部を開示するべきである、との裁決を求める審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

① 審査請求書の趣旨(1)について

ア 対象文書の特定の不十分性

(ア) 開示請求にかかる対象文書

本件開示請求において審査請求人が「請求する行政文書の名称等」として記載したのは、別添 1 のとおりである。

(イ) 本件開示決定（府食第 529 号）による処分庁の応答

しかしながら、このうち本件開示決定により応答があったのは、下記の 3 種類の文書の一部である。

A 本件開示請求書別紙 2「PFAS ワーキンググループ」準備作業への参加者一覧」に記載されている全 24 回の日付のうち、①打合せ会（2023. 5. 26）、②同（2023. 6. 15）、③同（2023. 6. 22）、④同（2023. 7. 27）、⑤同（2023. 8. 24）、⑥同（2023. 9. 12）、⑦同（2023. 9. 28）、⑧同（2023. 10. 18）、⑨同（2023. 10. 24）、⑩同（2023. 12. 4）、⑪同（2023. 12. 20）、⑫同（2024. 4. 19）の 12 回分の資料及び打合せ会開催案内、ならびに旅費確

認書〔一部開示〕

B 本件開示請求書別紙1の2.のメールについては、「行政文書を作成・取得しておらず、保有していないため、不開示とした」と説明中に記載（不存在決定なし）

C 本件開示請求書別紙1の3.の1)については、一部開示を行い、不開示部分は法5条6号柱書きに該当すること。同3.の2)については、「行政文書を作成・取得しておらず、保有していないため不開示とした」と説明中に記載（不開示決定なし）

(ウ) 処分庁の行政文書の特定が極めて不十分であること

しかしながら、このような処分庁の応答は、本件開示請求にかかる対象文書の特定として極めて不十分である。

⑦ 対象文書の特定が不十分であること

本件開示請求書別紙2の「PFAS ワーキンググループ準備作業への参加者」と題する一覧表のうち、令和7年6月23日付府食第453号で開示された5回分（別紙3の緑色部分）を除く7回分（別紙3の黄色部分）はそもそも特定がなされていない。しかし、この一覧表は、参議院の国会質問において、川田龍平前参議院議員の質問に応じる形で食品安全委員会が作成し、川田龍平前参議院議員に交付したものである（資料2）。従って、そこに記載された24回の会合が各日付で開催されたことは疑いのない事実である。そうすると、各会合において、本件開示にかかる資料と同様、何らかの資料が作成されていたものと強く推認されるが、処分庁は、何らの応答もせず、事実上開示を拒んでいる。

また、開示請求書には「下記1)ないし7)に関する一切の記録（録音データ、文書、メールを含むが、これに限らない）」と明記されているにもかかわらず、処分庁はこれに対しても何らの応答をしていない。しかし、開示文書の旅費確認書には、委員の参加形態について「web」との記載があり、オンライン開催が行われていたことは明らかである。そうすると、録音または録画データが存在していたことが強く推認されるが、処分庁はこれまた一切の応答をせず、事実上開示を拒絶している。

さらに、開示請求書には「3)準備作業での打ち合わせや討議などの内容を記録したもの」と明記されているにもかかわらず、これに対する応答もない。しかし、既述のとおり、オンライン開催が行われていたことは明らかであるから、少なくとも録音または録画データが存在していると強く推認されるし、各会合における各委員の発言について何らの記録も存在しないということは到底考えられない。

⑧ 上記B及びCの2)の開示請求に係る文書に対する応答の不備

上記Bのメール及びCの2)の記録については、処分庁は、本件開示決定通知書の「3 不開示とした部分及びその理由」中の説明の中に、「行

政文書を作成・取得しておらず、保有していないため、不開示とした」旨記載するのみで、不開示の決定を行っていない。しかしながら、文書が存在である場合も、処分庁は、請求対象文書を開示しない旨の決定をした時は、「開示をしない旨の決定」をしたことを、不開示決定にかかる行政文書を表示したうえで、書面で、請求者に通知しなければならない（法9条2項、2条）（『条解行政情報関連三法—公文書管理法・行政機関情報公開法・個人情報保護法（第2版）』[弘文堂、2023年]（以下、「条解」という）441頁）。

また、行政文書を保有していない場合は、開示請求に係る行政文書を保有していない理由（例えば、対象文書をそもそも作成・取得していない、〇月〇月（原文ママ）に保存期間（〇年）が満了したので廃棄したなど）を具体的に記載しなければならない。平成17年4月28日付け各行政機関官房長・各独立行政法人等宛て総務省行政管理局長通知は、「文書の不存在を理由とする不開示決定については、請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄したなど、対象文書が存在していないことの要因についても付記することを徹底すること」と通知している。また、審査会答申例は、「行政文書不存在のため」とする理由の提示について、「一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書が存在しないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成または取得していないのか、あるいは作成または取得した後に、廃棄または亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる」と付言している（平成30年度（行情）401号審査会答申平31・1・28、前掲条解443頁）。

イ 結論

このように、処分庁の応答は、極めて不十分であると言わざるを得ず、これを看過することは、国民に行政文書の開示請求権を認めることにより、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の説明責任を全うさせるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する、との情報公開法の目的に大きく背くことに他ならず、許されることではない。

従って、審査会におかれては、法の趣旨を踏まえて、処分庁に対し、開示請求書に記載された対象文書をすべて特定させたいと、それぞれに対応する形で、前述の答申・通知・学説が指摘するように理由を明記した開示・不開示の決定を行うよう促すべきである。

② 審査請求書の趣旨(2)について

ア 一部不開示部分に関する法5条5号の不開示事由の非該当性

(ア) 処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求にかかる行政文書のうち、「委員が特定される部分及び公にすることについて委員の了解が得られなかった部分は、これを公にすることにより、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、法第5条第5号に該当する」と主張する。

(イ) 原処分 of 誤り

- ㉞ 一部開示決定又は一部不開示決定をする場合には、行政手続法8条に基づく理由の提示が必要であることは、既述のとおりである。そして、不開示情報に該当する場合は、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、開示に係る行政文書に記載されているどの情報(またはどのような類型の情報)が不開示情報に該当し、これらを開示するとどのような支障等があり、法5条のいずれの号に該当するかを記載しなければならない。審査会答申令元・10・9(令和元年度(行情)231号)は、「請求のあった行政文書のうち本件委員会に関する資料については、・・・国の機関の内部における審議、検討に関する情報であり、同条5号に該当することから不開示としました」旨の理由の提示について、「不開示の根拠規定の条項が記載されているのみ」であって「いかなる法人等の情報が記載されているのか不明であり、また、なぜ本件対象文書の全てが国の機関内部における審議、検討に関する情報に該当するのか、開示した場合にどのような支障をおよぼすおそれがあるのかが不明であることから、原処分は、不開示事由に該当すると判断した根拠を具体的に示しているとはいえない」とし、「開示請求者にとって、本件対象文書中のどのような情報がどのような理由によって不開示となるのかを十分に了知できないため、審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠く。」と判断している(前掲条解442頁)。

- ㉟ 本件決定文書においては、処分庁は、「率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある」と主張するが、これは法5条5号の条文の文言を述べのみで、前述の答申例と同様に、開示請求者において、本件対象文書中のどのような情報がどのような理由によって不開示となるのかを十分に了知することは困難であるといえる。

したがって、上記審査会答申の理由に準拠すれば、本件開示決定が理由提示の要件を欠くことは明らかである。

よって、本件開示決定は行政手続法8条に反し、取り消されなければならない。

- ㊲ さらに、本件リスク評価はすでに終了し、令和6(2024)年6月25日付で評価書がとりまとめられていることからすれば、委員が特定される部分を公にしたとしても、率直な意見交換が不当に損なわれるということはもはや起こりえない。

㊟ その他、不開示事由該当性を裏付ける事実は説明立証されていない。

したがって、法5条5号の不開示事由に該当しないことは明らかである。

イ 一部不開示部分に関する法5条6号柱書の不開示事由の非該当性

(ア) 処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求にかかる行政文書のうち、「委員が特定される部分及び公にすることについて委員の了解が得られなかった部分は、これを公にすることにより、・・・率直な意見交換が担保されなければ、今後の同種の会議等において参加する委員等が率直な意見の表出を躊躇し、自由闊達な議論に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書に該当する」と主張する。

(イ) 原処分の誤り

しかし、本件リスク評価に参加した委員はすべて、日本を代表する科学者であり、最新の科学的知見に基づく意見を述べ議論をするのが職務である以上、委員が特定される部分を明らかにしたとしても、率直な科学的意見交換が行われなくなるということは、およそあり得ない。

実際、公開のワーキンググループでは、公開された議事録には委員名が記され、各自が担当分野について科学的な意見を堂々と述べているのであるから(資料1)、委員が特定される部分を公にすることによって、どのような理由で率直な科学的意見交換が担保されなくなるのか、理解に苦しむ。

また、仮に、委員が特定される部分を明らかにすることによって率直な意見交換が担保されなくなるとしても、そのことにより、なぜ、今後の同種の会議において、率直な意見交換に支障をきたすことになるのか、全く意味不明である。

このように、処分庁は、これらの支障をきたす「おそれ」のあることについて、なんら合理的な説明をしていない。

したがって、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は認められず、法5条6号柱書の不開示事由に該当しないことは明らかである。

※上記の(資料1)とは、「食品安全委員会有機フッ素化合物(PFAS)ワーキンググループ第7回議事録」である。(添付省略)

※上記の(資料2)とは、「第271回国会参議院決算委員会会議録第2号(10頁、11頁の黄色ハイライト部分)」である。(審査請求書に添付)

2. 本件開示請求及び原処分について

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、別添1に掲げる文書の開示を求めるものである。

(2) 原処分について

処分庁においては、本件開示請求に対し、開示請求にかかる対象文書の特定を行ったが、特定した行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 11 条の規定を適用し、令和 7 年 6 月 23 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については令和 7 年 7 月 23 日までに開示決定等を行うこととし、令和 7 年 5 月 23 日付け府食第 381 号により、審査請求人にその旨通知した。

令和 7 年 6 月 23 日、処分庁においては、別添 2 に掲げる文書（先行開示文書）を特定し、その一部を開示する決定を行った。

その上で、令和 7 年 7 月 22 日、「残りの部分」として、別添 3 に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、別表のとおり、その一部を開示する原処分を行った。

3. 原処分の妥当性について

(1) PFAS ワーキンググループ打合せ会について

PFAS ワーキンググループの打合せ会（以下「打合せ会」という。）は、ワーキンググループでの議論を円滑に進めるために、分野ごとに関係している委員間による、評価の方針に影響を及ぼさない打合せとして非公開で行われたものである。

なお、審査請求人が開示請求書及び審査請求書において言及する「準備作業」は、上記の「打合せ会」と同一のものである。

(2) 本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について

ア 本件請求文書のうち、1 「PFAS ワーキンググループ準備作業への参加者一覧」記載の全 24 回の「準備作業」に関連して食品安全委員会において作成・取得された記録」について

(ア) 文書の特定について

処分庁においては、本件対象文書を文書 38 ないし文書 117 と特定した上で、その一部を開示する原処分を行った。

なお、本件審査請求を受けて、改めて、請求内容に係る行政文書ファイルを探したところ、本件対象文書以外の文書の存在は確認されなかった。

(イ) 不開示部分の不開示情報該当性について

処分庁においては、本件対象文書について、以下のとおり、法第 5 条各号の該当性を十分に検討した上で、原処分を行った。

開示決定文書に係る不開示部分は、非公開を前提に行われた打合せ会で各委員から出された意見等に係る部分であり、当該打合せ会の資

料のうち、委員名、他の公表情報との紐付けや資料の形式等から意見等を表明した委員が特定されうると事務局にて判断した部分、及び委員が特定されない意見等のうち開示について委員の同意が得られなかった部分である。

非公開を前提として行われた作業における議論についても将来的に公開されてしまうという認識が各委員に広がり、今後の食品安全委員会が行う打合せ会などで率直な意見交換が損なわれ、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため法第5条第5号及び第6号の不開示理由に該当するものと考ええる。

よって、本件対象文書の一部を不開示とした決定は、妥当である。

(ウ) 文書の特定に係る審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「「PFAS ワーキンググループ準備会合への参加者」と題する一覧表のうち、令和7年6月23日付府食第453号で開示された5回分を除く7回分はそもそも特定がなされていない。(略)何らかの資料が作成されていたものと強く推認されるが、処分庁は、何ら応答をせず、事実上開示を拒んでいる」旨主張するが、先行開示した5回分及び原処分で開示した12回分を除く7回分は、そもそも打合せ会に係る資料を作成・取得していない。

また、「録音または録画データが存在していたことが強く推認されるが、処分庁はこれまた一切の応答をせず、事実上開示を拒絶している」旨も主張するが、処分庁において、打合せ会に係る録音又は録画データは作成・取得していない。

さらに、「各会合における各委員の発言について何らの記録も存在しないということは到底考えられない」旨も主張するが、打合せ会における各委員の発言内容等に関する記録は、内閣府本府行政文書管理規則(平成23年内閣府訓令第10号。以下「規則」という。)第16条第6項第6号で定める「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」に該当し、既に廃棄済みであり、保有していない。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

イ 本件請求文書のうち、2「メール」について

(ア) 文書の特定について

処分庁においては、本件請求の対象文書を、令和5年1月1日から令和6年6月30日までに、姫野誠一郎 PFAS ワーキンググループ座長が宛先又は送信先に記載されているメールであると特定した上で、当該行政文書を作成・取得しておらず、保有していないため、不開示とする原処分を行った。

本件審査請求を受けて、改めて、請求内容に係る行政文書ファイルを

探索したところ、文書の存在は確認されなかった。

(イ) 不開示とした理由について

原処分では、上記(ア)のとおり、不開示とした理由を「行政文書を作成・取得しておらず、保有していないため」としていたが、当該行政文書は、規則第16条第6項第6号で定める「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」に該当するものとして、本件開示請求があった時点で既に廃棄済みであり、保有していなかったことが確認された。

したがって、当該行政文書を不開示とした原処分は妥当であるが、不開示とした理由は「既に破棄済みであり、保有していないため」とすべきであった。

ウ 本件請求文書のうち、3「PFAS ワーキンググループ準備作業への参加者」の2) 上記タイトルがつけられた資料の提供について決裁した記録及び決裁に付随して作成・取得した記録について

処分庁においては、本件請求の対象文書を作成・取得しておらず、保有していないため、不開示とする原処分を行った。

本件請求の対象文書について、仮に存在するとすれば「PFAS ワーキンググループ準備作業への参加者」の資料が添付された決裁文書及びそれに付随して作成・取得した記録を特定することが相当であるが、決裁の起案は行っていないことから、当該行政文書を作成・取得しておらず、保有していないとして不開示とした原処分は妥当である。

なお、本件審査請求を受けて、改めて、請求内容に係る行政文書ファイルを探したところ、文書の存在は確認されなかった。

4. 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えます。

以 上

別添1 開示請求文書

【PFAS ワーキンググループ】

1. 別紙2「PFAS ワーキンググループ準備作業への参加者一覧」記載の全24回の「準備作業」に関連して食品安全委員会において作成・取得された、下記1)ないし7)に関する一切の記録（録音データ、文書、メールを含むが、これに限らない）

記

- 1) 準備作業の際、委員に示された資料
- 2) 準備作業の際、委員に示された文献リスト
- 3) 準備作業での打ち合わせや討議などの内容を記録したもの
- 4) 準備作業での討議などをもとに作成された評価書案の原案
- 5) 上記2)の文献リストについて委員のコメントを記録したもの
- 6) 上記5)の評価書案原案について委員のコメントを記録したもの
- 7) その他

2. メール

2023（令和5）年1月1日から2024（令和6）年6月30日までに、PFAS ワーキンググループ座長の姫野誠一郎氏と食品安全委員会事務局との間でやりとりされたメール、並びに姫野誠一郎氏と同委員会事務局を含む複数の者との間でやり取りされたメール

3. 「PFAS ワーキンググループ準備作業への参加者」

- 1) 上記タイトルがつけられた資料（令和7年4月9日食品安全委員会による）の作成に至る過程で作成・取得・閲覧した一切の記録・資料。
- 2) 上記タイトルがつけられた資料の提供について決裁した記録及び決裁に付随して作成・取得した記録

別紙2:

令和7年4月9日 食品安全委員会

PFAS ワーキンググループ 準備作業への参加者

	日付	参加者（専門委員又は専門参考人）
1	2023.4.19	伊藤佐智子、菊田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、澤田典絵、祖父江友孝、能田希、中山祥嗣、西浜柚季子、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉
2	2023.4.20	石塚真由美、小池英子、渋谷淳、田中徹也、姫野誠一郎、森田健
3	2023.4.21	姫野誠一郎、松井徹、吉成浩一
4	2023.5.19	浅見真理、中山祥嗣、姫野誠一郎
5	2023.5.26	浅見真理、石塚真由美、伊藤佐智子、菊田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、渋谷淳、祖父江友孝、能田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健、吉成浩一
6	2023.6.15	姫野誠一郎、松井徹、吉成浩一
7	2023.6.22	浅見真理、石塚真由美、菊田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、澤田典絵、渋谷淳、祖父江友孝、能田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健
8	2023.7.27	浅見真理、池田敦子、菊田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、澤田典絵、祖父江友孝、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健、吉成浩一
9	2023.8.24	浅見真理、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹、吉成浩一
10	2023.9.12	池田敦子、菊田香苗、岸玲子、田中徹也、姫野誠一郎
11	2023.9.13	黒田悦史、能田希、中山祥嗣、西浜柚季子、福島若葉
12	2023.9.25	黒田悦史、能田希、中山祥嗣、西浜柚季子、福島若葉
13	2023.9.28	浅見真理、池田敦子、石塚真由美、菊田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、澤田典絵、祖父江友孝、能田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健
14	2023.10.10	澤田典絵、祖父江友孝、姫野誠一郎
15	2023.10.18	浅見真理、池田敦子、石塚真由美、菊田香苗、川村孝、黒田悦史、澤田典絵、渋谷淳、祖父江友孝、能田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、福島若葉、松井徹、森田健、吉成浩一
16	2023.10.24	石塚真由美、小池英子、渋谷淳、姫野誠一郎、吉成 浩一

17	2023.10.24	姫野誠一郎、松井徹、吉成浩一
18	2023.12.4	浅見真理、池田敦子、石塚真由美、菊田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、澤田典絵、祖父江友孝、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、福島若葉、松井徹、吉成浩一
19	2023.12.15	澤田典絵、渋谷淳、祖父江友孝、姫野誠一郎
20	2023.12.20	池田敦子、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹
21	2023.12.25	池田敦子、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹
22	2024.1.15	浅見真理、池田敦子、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹
23	2024.4.9	姫野誠一郎
24	2024.4.19	浅見真理、池田敦子、祖父江友孝、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、松井徹

別紙 3

令和 7 年 4 月 9 日 食品安全委員会

PFAS ワーキンググループ 準備作業への参加者

	日付	参加者（専門委員又は専門参考人）
1	2023.4.19	伊藤佐智子、荻田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、澤田典絵、祖父江友孝、龍田希、中山祥嗣、西浜柚季子、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉
2	2023.4.20	石塚真由美、小池英子、渋谷淳、田中徹也、姫野誠一郎、森田健
3	2023.4.21	姫野誠一郎、松井徹、吉成浩一
4	2023.5.19	浅見真理、中山祥嗣、姫野誠一郎
5	2023.5.26	浅見真理、石塚真由美、伊藤佐智子、荻田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、渋谷淳、祖父江友孝、龍田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健、吉成浩一
6	2023.6.15	姫野誠一郎、松井徹、吉成浩一
7	2023.6.22	浅見真理、石塚真由美、荻田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、澤田典絵、渋谷淳、祖父江友孝、龍田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健
8	2023.7.27	浅見真理、池田敦子、荻田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、澤田典絵、祖父江友孝、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健、吉成浩一
9	2023.8.24	浅見真理、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹、吉成浩一
10	2023.9.12	池田敦子、荻田香苗、岸玲子、田中徹也、姫野誠一郎
11	2023.9.13	黒田悦史、龍田希、中山祥嗣、西浜柚季子、福島若葉
12	2023.9.25	黒田悦史、龍田希、中山祥嗣、西浜柚季子、福島若葉
13	2023.9.28	浅見真理、池田敦子、石塚真由美、荻田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、澤田典絵、祖父江友孝、龍田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健
14	2023.10.10	澤田典絵、祖父江友孝、姫野誠一郎
15	2023.10.18	浅見真理、池田敦子、石塚真由美、荻田香苗、川村孝、黒田悦史、澤田典絵、渋谷淳、祖父江友孝、龍田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、福島若葉、松井徹、森田健、吉成浩一
16	2023.10.24	石塚真由美、小池英子、渋谷淳、姫野誠一郎、吉成 浩一

17	2023.10.24	姫野誠一郎、松井徹、吉成浩一
18	2023.12.4	浅見真理、池田敦子、石塚真由美、苅田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、澤田典絵、祖父江友孝、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、福島若葉、松井徹、吉成浩一
19	2023.12.15	澤田典絵、渋谷淳、祖父江友孝、姫野誠一郎
20	2023.12.20	池田敦子、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹
21	2023.12.25	池田敦子、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹
22	2024.1.15	浅見真理、池田敦子、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹
23	2024.4.9	姫野誠一郎
24	2024.4.19	浅見真理、池田敦子、祖父江友孝、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、松井徹

上記色掛けは、審査請求人代理人によるものである。

色の区別は、以下の通りである。

緑色部分 令和7年6月23日付府食第453号によって一部開示

青色部分 本件開示決定により一部開示

黄色部分 応答がない

別添２ 先行開示決定で特定した文書（先行開示文書）

通し番号	行政文書の名称等
文書１	打合せ会（2023. 04. 19）議事次第
文書２	打合せ会（2023. 04. 19）PFASWG 専門委員名簿
文書３	打合せ会（2023. 04. 19）資料１
文書４	打合せ会（2023. 04. 19）資料２
文書５	打合せ会（2023. 04. 19）資料３
文書６	打合せ会（2023. 04. 19）資料４
文書７	打合せ会（2023. 04. 19）参考資料
文書８	打合せ会（2023. 04. 20）議事次第
文書９	打合せ会（2023. 04. 20）PFASWG 専門委員名簿
文書１０	打合せ会（2023. 04. 20）資料１
文書１１	打合せ会（2023. 04. 20）資料２
文書１２	打合せ会（2023. 04. 20）資料３
文書１３	打合せ会（2023. 04. 20）資料４
文書１４	打合せ会（2023. 04. 20）参考資料
文書１５	打合せ会（2023. 04. 21）議事次第
文書１６	打合せ会（2023. 04. 21）PFASWG 専門委員名簿
文書１７	打合せ会（2023. 04. 21）資料１
文書１８	打合せ会（2023. 04. 21）資料２
文書１９	打合せ会（2023. 04. 21）資料３
文書２０	打合せ会（2023. 04. 21）資料４
文書２１	打合せ会（2023. 04. 21）参考資料
文書２２	打合せ会（2023. 05. 19）議事次第
文書２３	打合せ会（2023. 05. 19）資料１
文書２４	打合せ会（2023. 05. 19）資料２
文書２５	打合せ会（2023. 05. 19）資料３－１
文書２６	打合せ会（2023. 05. 19）資料３－２
文書２７	打合せ会（2023. 05. 19）資料３－３
文書２８	打合せ会（2023. 05. 19）資料３－４－１
文書２９	打合せ会（2023. 05. 19）資料３－４－２
文書３０	打合せ会（2023. 05. 19）資料３－５
文書３１	打合せ会（2023. 05. 19）資料３－６
文書３２	打合せ会（2023. 05. 19）資料３－７
文書３３	打合せ会（2024. 01. 15）議事次第
文書３４	打合せ会（2024. 01. 15）資料１

文書 3 5	打合せ会 (2024. 01. 15) 別紙
文書 3 6	打合せ会 (2024. 01. 15) 資料 2

別添 3 原処分で特定した文書（本件対象文書）

通し番号	行政文書の名称等
文書 3 7	打合せ会 (2023. 05. 26) 打合せ会資料 1
文書 3 8	打合せ会 (2023. 05. 26) 打合せ会資料 2
文書 3 9	打合せ会 (2023. 05. 26) 打合せ会資料 3
文書 4 0	打合せ会 (2023. 06. 15) 資料 1
文書 4 1	打合せ会 (2023. 06. 15) 資料 2
文書 4 2	打合せ会 (2023. 06. 15) 資料 3
文書 4 3	打合せ会 (2023. 06. 22) 議事次第
文書 4 4	打合せ会 (2023. 06. 22) PFASWG 専門委員名簿
文書 4 5	打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 1
文書 4 6	打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 2
文書 4 7	打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 3
文書 4 8	打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 4
文書 4 9	打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 5
文書 5 0	打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 6
文書 5 1	打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 7
文書 5 2	打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 8
文書 5 3	打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 2
文書 5 4	打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 3
文書 5 5	打合せ会 (2023. 06. 22) 参考資料 1 - 1
文書 5 6	打合せ会 (2023. 06. 22) 参考資料 1 - 2
文書 5 7	打合せ会 (2023. 06. 22) 参考資料 2
文書 5 8	打合せ会 (2023. 06. 22) 机上配布資料
文書 5 9	打合せ会 (2023. 07. 27) 議事次第
文書 6 0	打合せ会 (2023. 07. 27) PFASWG 専門委員名簿
文書 6 1	打合せ会 (2023. 07. 27) 資料
文書 6 2	打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 2 - 1
文書 6 3	打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 2 - 2
文書 6 4	打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 2 - 3
文書 6 5	打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 2 - 4
文書 6 6	打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 2 - 5
文書 6 7	打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 2 - 6
文書 6 8	打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 3 - 1
文書 6 9	打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 3 - 2
文書 7 0	打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 3 - 3

文書71	打合せ会 (2023.07.27) 資料3-4
文書72	打合せ会 (2023.07.27) 資料3-5
文書73	打合せ会 (2023.07.27) 資料3-6
文書74	打合せ会 (2023.07.27) 資料4
文書75	打合せ会 (2023.07.27) 参考資料1-1
文書76	打合せ会 (2023.07.27) 参考資料1-2
文書77	打合せ会 (2023.08.24) 議事次第
文書78	打合せ会 (2023.08.24) 資料1
文書79	打合せ会 (2023.09.12) 議事次第
文書80	打合せ会 (2023.09.12) 資料1
文書81	打合せ会 (2023.09.12) 資料2
文書82	打合せ会 (2023.09.12) 資料3
文書83	打合せ会 (2023.09.28) 議事次第
文書84	打合せ会 (2023.09.28) 資料1
文書85	打合せ会 (2023.09.28) 資料2
文書86	打合せ会 (2023.09.28) 資料3
文書87	打合せ会 (2023.09.28) 資料4
文書88	打合せ会 (2023.09.28) 参考資料
文書89	打合せ会 (2023.10.18) 議事次第
文書90	打合せ会 (2023.10.18) PFASWG 専門委員名簿
文書91	打合せ会 (2023.10.18) 資料1
文書92	打合せ会 (2023.10.18) 資料2
文書93	打合せ会 (2023.10.18) 資料
文書94	打合せ会 (2023.10.18) 参考資料
文書95	打合せ会 (2023.10.24) 資料1
文書96	打合せ会 (2023.10.24) 資料2
文書97	打合せ会 (2023.10.24) 資料3
文書98	打合せ会 (2023.10.24) 資料4
文書99	打合せ会 (2023.10.24) 資料5
文書100	打合せ会 (2023.10.24) 資料6
文書101	打合せ会 (2023.12.04) 議事次第
文書102	打合せ会 (2023.12.04) PFASWG 専門委員名簿
文書103	打合せ会 (2023.12.04) 資料1
文書104	打合せ会 (2023.12.04) 参考資料1
文書105	打合せ会 (2023.12.04) 参考資料2
文書106	打合せ会 (2023.12.04) 参考資料3
文書107	打合せ会 (2023.12.20) 議事次第

文書108	打合せ会 (2023.12.20) 資料1
文書109	打合せ会 (2023.12.20) 資料2
文書110	打合せ会 (2023.12.20) 資料3
文書111	打合せ会 (2023.12.20) 資料4
文書112	打合せ会 (2023.12.20) 資料5
文書113	打合せ会 (2023.12.20) 参考資料1
文書114	打合せ会 (2024.04.19) 資料1
文書115	打合せ会 (2024.04.19) 資料2
文書116	打合せ会 (2024.04.19) 資料3
文書117	打合せ会 (2024.04.19) 資料4
文書118	PFAS ワーキンググループ打合せ会開催案内
文書119	PFAS ワーキンググループ打合せ会旅費確認書

別表 原処分に係る不開示部分とその理由

行政文書の名称等	不開示とした場所	不開示理由
文書 3 8 打合せ会 (2023. 05. 26) 打合せ会資料 2	委員の氏名	委員等のコメントに関し、委員が特定される部分及び公にすることについて委員の了解が得られなかった部分は、これを公にすることにより、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、法第 5 条第 5 号に該当するほか、率直な意見交換が担保されなければ、今後の同種の会議等において参加する委員等が率直な意見の表出を躊躇し、自由闊達な議論に支障をきたすなど、国の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号柱書に該当する。
文書 3 9 打合せ会 (2023. 05. 26) 打合せ会資料 3	委員の氏名及びコメント	
文書 4 0 打合せ会 (2023. 06. 15) 資料 1	委員の氏名	
文書 4 1 打合せ会 (2023. 06. 15) 資料 2	委員の氏名及びコメント	
文書 4 2 打合せ会 (2023. 06. 15) 資料 3	委員の氏名	
文書 4 5 打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 1	委員の氏名及びコメント	
文書 4 6 打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 2	委員の氏名及びコメント	
文書 4 7 打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 3	委員の氏名及びコメント	
文書 4 9 打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 5	委員の氏名及びコメント	
文書 5 0 打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 1 - 6	委員の氏名及びコメント	
文書 5 3 打合せ会 (2023. 06. 22) 資料 2	委員の氏名	
文書 5 5	委員の氏名及びコメント	

打合せ会 (2023. 06. 22) 参考資料 1 - 1		
文書 5 6 打合せ会 (2023. 06. 22) 参考資料 1 - 2	委員の氏名及びコメント	
文書 5 8 打合せ会 (2023. 06. 22) 机上配布資料	委員の氏名及びコメント	
文書 6 1 打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 1	委員の氏名及びコメント	
文書 6 2 打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 2 - 1	委員の氏名及びコメント	
文書 6 3 打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 2 - 2	委員の氏名及びコメント	
文書 6 4 打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 2 - 3	委員の氏名及びコメント	
文書 6 6 打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 2 - 5	委員の氏名及びコメント	
文書 6 7 打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 2 - 6	委員の氏名及びコメント	
文書 6 8 打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 3 - 1	委員の氏名及びコメント	
文書 7 0 打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 3 - 3	委員の氏名及びコメント	
文書 7 1 打合せ会 (2023. 07. 27) 資料 3 - 4	委員の氏名及びコメント	

文書 7 5 打合せ会 (2023. 07. 27) 参考資料 1－1	委員の氏名及びコメント	
文書 7 6 打合せ会 (2023. 07. 27) 参考資料 1－2	委員の氏名及びコメント	
文書 8 0 打合せ会 (2023. 09. 12) 資料 1	委員の氏名及びコメント	
文書 8 1 打合せ会 (2023. 09. 12) 資料 2	委員の氏名及びコメント	
文書 8 2 打合せ会 (2023. 09. 12) 資料 3	委員の氏名及びコメント	
文書 8 5 打合せ会 (2023. 09. 28) 資料 2	委員の氏名及びコメント	
文書 8 6 打合せ会 (2023. 09. 28) 資料 3	委員の氏名及びコメント	
文書 8 8 打合せ会 (2023. 09. 28) 参考資料	委員の氏名及びコメント	
文書 9 3 打合せ会 (2023. 10. 18) 資料 3	委員の氏名及びコメント	
文書 9 5 打合せ会 (2023. 10. 24) 資料 1	委員の氏名及びコメント	
文書 9 8 打合せ会 (2023. 10. 24) 資料 4	委員の氏名及びコメント	
文書 1 0 0 打合せ会 (2023. 10. 24) 資料 6	委員の氏名及びコメント	
文書 1 0 3	委員の氏名及びコメント	

打合せ会 (2023. 12. 04) 資料 1		
文書 1 0 6 打合せ会 (2023. 12. 04) 参考資料 3	委員の氏名及びコメント	
文書 1 0 7 打合せ会 (2023. 12. 20) 議事次第	資料名	
文書 1 1 3 打合せ会 (2023. 12. 20) 参考資料 1	委員の氏名及びコメント	
文書 1 1 8 PFAS ワーキンググループ打合せ会開催案内	国の機関の職員の電話番号及び FAX 番号	国の機関の職員の電話番号(直通番号及び内線番号)及び FAX 番号については、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号柱書に該当する。
文書 1 1 9 PFAS ワーキンググループ打合せ会旅費確認書	兼職している他の審議会等名の一部、出発地、帰着地、航空券の利用、宿泊の有無及び備考の一部	特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法第 5 条 1 項柱書に該当する。